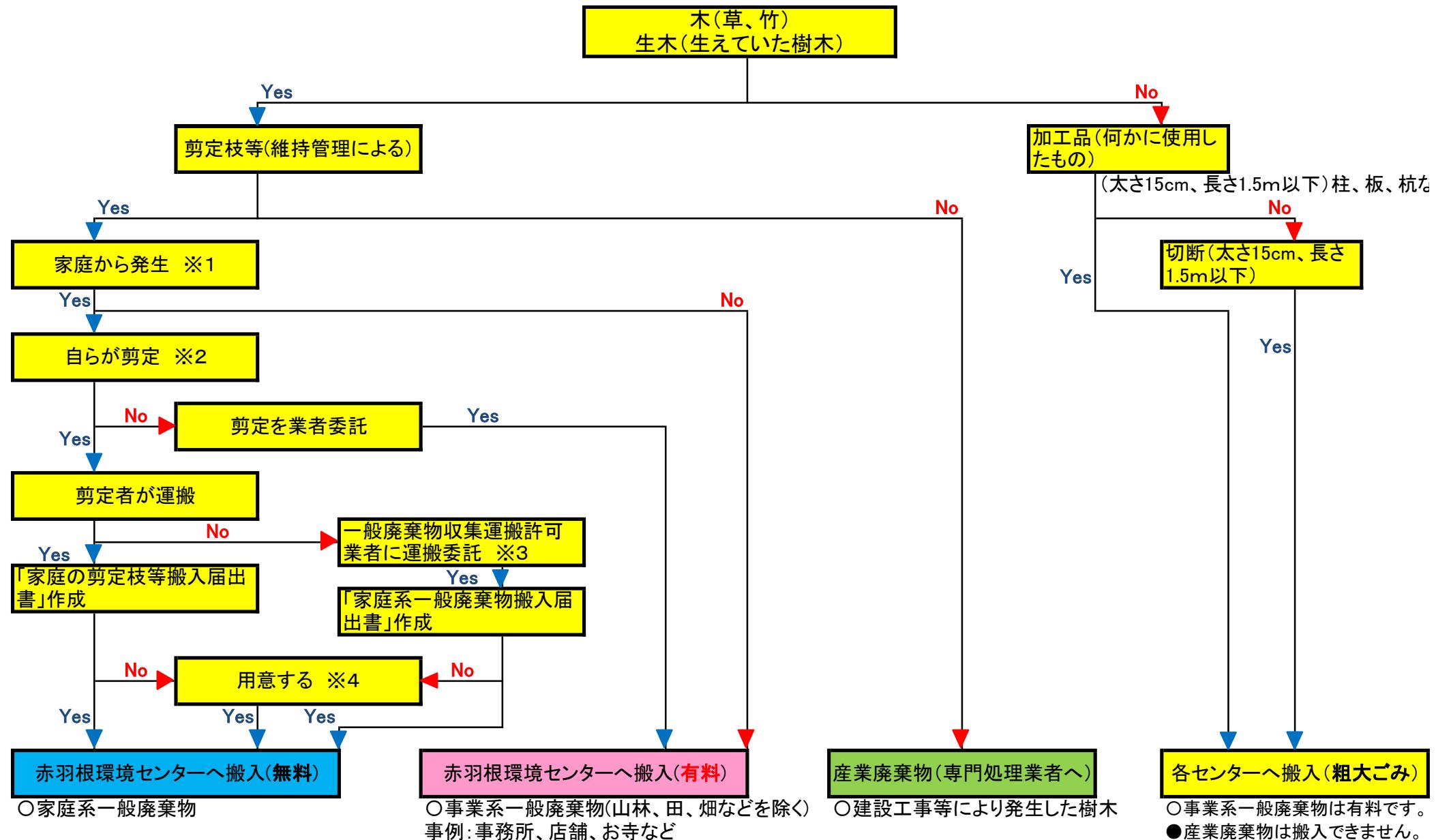


木(草、竹)搬入フロー図



※1 「家庭」とは、「家族が生活をしている場所」のことであり、この場合は自宅と同一敷地内の庭木及び生垣等を指す。元屋敷や空き地を含む。

※2 「自ら剪定」とは所有者やその家族が剪定した場合。

※3 「自ら剪定した枝木を他人」又は「剪定事業者が剪定した枝木を他人(家族含む)」が運ぶ場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者しか運搬することができない。

※4 届出書は市役所2F・廃棄物対策課、又は 田原市のホームページからダウンロードする。用意できない場合は、搬入先に問合せする。